

下記について条件付き一般競争入札(以下「入札」という。)を実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 13 日

### 1 発注者（連絡先）

〒070-0030 旭川市宮下通 10 丁目 3 番 2 号マルウンホール

一般社団法人 大雪カムイミンタラ DMO 理事長 今津寛介

電話 0166-73-6968

E-mail info@taisetsu-kamui.jp

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事名 カムイスキーリンクス新施設設置工事
- (2) 工事場所 旭川市神居町西丘 112-2 の内,112-6 の内,112-7 の内,113-2 の内,113-3 の内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から令和 8 年 10 月 30 日まで
- (4) 工事概要 軽量鉄骨（プレハブ）造地上 2 階 延床面積 652.86m<sup>2</sup>、  
電気設備、機械設備工事あり
- (5) 設計金額 269,510,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

### 3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 旭川市建設工事等入札参加資格において建築一式の入札参加資格が、A 等級に格付されていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
(資本関係・人的関係については 18(4)参照。)
- (6) 公告の日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和 49 年法律第

- 116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
- (7)公告の日において、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「11市内」で登録されていること。
- (8)本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (9)本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。

#### 4 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(1)イ及びウに掲げるものをいい、以下「確認資料」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

##### (1) 提出書類

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 資本関係・人的関係調書
- ウ 配置予定技術者調書

##### (2) 提出日時・方法について

- ア 令和8年4月13日(月)から令和8年5月1日(金)までの休日を除く、9時から17時まで(12時15分から13時までを除く。)
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参(郵送又はファクシミリによるものは受け付けない)。
- エ 提出確認

申請書及び確認資料の提出があった者には、申請書に受領印を押印の上、その写しを直接の方法により交付する。

##### (3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年5月7日(木)にE-mailにて通知する。

##### (4) 提出書類様式の入手方法

1において(2)の期間中無償で配布するほか、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.taisetsu-kamui.jp>

##### (5) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 理事長は、提出された申請書及び確認資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

## 5 見積設計図書の閲覧等

(1)本工事に係る見積設計図書は、PDF形式で記録したCD-Rの配布により閲覧に替える。

### ア 配布期間

令和8年4月13日(月)から令和8年5月15日(金)までの休日を除く、9時から17時まで(12時15分から13時までを除く。)

### イ 配布場所 1に同じ。

### ウ 配布方法 「設計図書閲覧申請書」と引き換えに配布する。

エ 積算方法 配布する設計図書のうち、設計図を基に積算する。添付されている内訳明細書(仕様・数量)は、積算の参考とすることができる。

(2)設計図書配布期間内に設計図書を受領していない者が行った入札は無効とする。

(3)設計図書に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

### ア 提出期間

令和8年5月13日(水)までの休日を除く、9時から17時まで(ただし、12時15分から13時までを除く。)

### イ 提出場所 1に同じ。

### ウ 提出方法 上記に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

(4) (3)の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、下記アドレスのホームページにおいて公表する。

[https:// www.taisetsu-kamui.jp](https://www.taisetsu-kamui.jp)

### ア 閲覧期間

令和8年5月15日(金)までの休日を除く、9時から17時まで(ただし、12時15分

から13時までを除く。)

### イ 閲覧場所 1に同じ。

## 6 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和8年5月18日(月)10時30分 一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO 応接室

(旭川市宮下通10丁目3番2号 マルウンホール3F)

## (2) 開札

入札終了後直ちに上の場所にて行う。

## (3) 入札方法

- ア 入札書(参考書式)を持参し投函すること(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。また、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、入札書提出時に提出すること。提出された工事費内訳書は返却しない)。
- イ 代理人をして入札書等の提出並びに開札の立ち会いをさせるときは、その委任状を提出すること。
- ウ 会社名・氏名の入った氏名票を着用のうえ、入札指定時刻の10分前までに受付を終え、入札会場内で待機すること。
- エ 入札は2回までとする

## 7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び工事費内訳書を提出しない者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、理事長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。また、本工事の設計金額を超える入札は失格とする。

## 8 落札者の決定方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

## 9 工事費内訳書の提出

- (1) 旭川市工事費内訳書等提出要領により、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を指定する様式で作成し、入札書とともに同封すること。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。

## 10 契約条項を示す場所

1の場所で閲覧に供するほか、下記アドレスのホームページにおいても公表する。  
[https:// www.taisetsu-kamui.jp](https://www.taisetsu-kamui.jp)

## 11 契約書作成の要否等

契約書作成を要する。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

## 13 支払条件

- (1) 前金払 しない
- (2) 部分払 落札者と協議する。

## 14 火災保険等付保の要否

要する。

## 15 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用は申請者の負担とする。

## 16 最低制限価格制度

本工事は、旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領による最低制限価格を設定する。

## 17 債権譲渡承諾の取扱い

本工事は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領」の対象である。

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された特定建設資材廃棄物の種類、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積った上で入札を行うこと。
- (3) 2(3)でいう契約締結の日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。
- (4) 3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。  
ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る特定関係があると認められる場合

(5) 落札者は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領（以下「雇用確認要領」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、契約時に提出する現場代理人及び主任技術者等の経歴書（以下「経歴書」という。）に、契約日以前3か月以上の雇用関係を確認できる次のいずれかの書類を添付すること。

ア 監理技術者資格者証（写し）

イ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（写し）

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写し）

エ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）

オ 所属会社の雇用証明書（写し）

カ 上記で確認することができない正当な理由がある場合は、その理由を記載した申立書

(6) その他、入札に関しての照会先

1に同じ。

